

# みどり通信

第201号 2012. 10. 5

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 生命保険	P6	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 営業カレンダー	P11

## 10/1 相続セミナー開催しました！



たくさんの方にご参加いただき、ありがとうございました。



10/26、11/17にも、同じ内容で開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

10月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。  
次の内容は、10月4日のホームページ掲載のものからです。

## できる人は満員電車に乗らない・・・

『できる人は満員電車に乗らない』という書籍（著者：ネクストサービス株式会社 代表取締役 松尾昭仁氏）をアマゾンにて購入。  
その内容の一部を紹介します。

勉強をしてもなかなか成果に結びつかない・・・。

資格を取ったはいいけれど、全く使いどころがない・・・。

どうしてこのようなことが起こるのか。

その理由を、著者である松尾氏は「努力の仕方を間違えているからだ」と指摘。

・・・できるビジネスパーソンは、人と同じことはせず、最小の労力で最大の成果を引き出している・・・

ということで、この書籍は、できる人が実践している努力の具体的な方法を教えている一冊です。この書籍のプロローグに、「努力が報われるために」というタイトルの記述があります。

努力していない人はいない。

努力しても報われない人は、意味のない努力をしているからだと。

結果=選択×集中×時間

と、松尾氏は定義づけています。

成功を目指すなら、明確なゴールとして「なりたい自分」「将来の自分」の姿をまず決めること・・・。

これが、結果＝選択×集中×時間 の法則とのこと。

結果がない無駄な努力をしている人は、一番大事な最初の選択をまちがっているからだとか。

「ゼロに何をかけても結果はゼロ」

選択を間違えてしまったなら、いくら睡眠時間を削って頑張って勉強しようと長時間働くと、結局、望む結果は出ない・・・。

結果＝選択×集中×時間

すなわち、

- ① 正しい選択すること。
- ② 正しい選択をしたら、次はそれだけに集中すること。
- ③ 時間をかける（すぐに結果が出なくても諦めないことが重要とのこと）。

勉強にも、普段の仕事にも、言えることのようです。

なぜ、「できる人は満員電車に乗らない」かを知りたい方はぜひこの書籍を手にしてみてください！！！

### 正しい努力の方程式

$$\text{結果} = \boxed{\text{選択}} \times \boxed{\text{集中}} \times \boxed{\text{時間}}$$

#### ① 正しい「選択」をすること

- 「選択」を間違えると、結果はゼロ。  
ゼロに何を掛けてもゼロだから。

#### ② 正しく「選択」したら、次は

- それだけに「集中」すること。  
●脇目も振らずコツコツ努力

#### ③ 「時間」をかける

- すぐに結果は出なくとも諦めない。

## 税務

# 給与所得課税となる場合、ならない場合

## ◇自社製品の購入に際して 値引分は、原則は給与課税

メーカーや小売店などの一部で、従業員による自社製品・商品の購入制度を設けているところがあります。

このような、自社の役員や社員への自社製品・商品の販売で、税務上注意しなければならないのが、通常の販売価格より値引きして提供する場合です。

社員や役員などに無償あるいは低額で提供された自社製品や商品は、原則として「現物給与」として給与扱いとなり、源泉徴収が必要となります。会社などが通常受け取るべき額と、社員などから実際に受け取った金額との差額が、「経済的利益」つまり給与額となるのです。

この「経済的利益」の計算にあたっての価額の評価は、

- ①当該物が使用者において通常他に販売するものである場合には、当該使用者の通常の販売価額
- ②当該物が使用者において通常他に販売するものでない場合には、当該物の通常売買される価額。

ただし、当該物が、役員又は使用人に支給するため使用者が購入したものであり、かつ、その購入時からその支給時までの間にその価額にさして変動がないものであるときは、その購入価額によることができる。

と所得税法の基本通達において規定されています。つまり、自社で販売しているものは、その売価で価額の評価をし、販売していないものは購入価額等の通常の売買価額で評価する、ということになります。

(上記①の場合は業種により価額が異なり、卸売業者であれば卸売価額、小売業者であれば店頭での小売価額ということになります。)

ただし、所得税法基本通達では、次に掲げる一定の条件が満たされている場合には、その経済的利益について課税しなくて差し支えないとされています。

その製品・商品について、

- ①値引販売に係る価額が、使用者の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額（通常他に販売する価額のおおむね 70% 未満）でないこと。
- ②値引率が、役員や使用人の全部について一律に、又はこれらの者の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること。
- ③値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

つまり、その経済的利益が、度を超したものでなく、一般的に考えて妥当な範囲のものであれば…ということです。

## ◇食事の提供について お弁当や賄いの際の注意点

会社においては、昼食時等に、従業員に弁当を業者から取り寄せて提供していたり、また、飲食店であれば、従業員に賄いを提供しているケースがあると思います。

この食事代は、**単純に福利厚生費等に計上しておくだけでよい、というものではありません**。前述の値引販売と同様に、食事の提供を受けた従業員に対する「経済的利益」ということになりますので、原則的な考えは、**給与所得として課税される**、ということになります。

ただし、これらについても、それぞれ**一定の条件が満たされている場合には、その経済的利益はないものとする**、あるいは、**その経済的利益について課税しなくて差し支えない旨**が所得税法基本通達に列挙されています。

基本通達の内容を簡単にまとめてみると、課税されないための要件としては

- ①食事の提供を受ける役員や従業員が「**食事の価額**」の半額以上を自己負担していること
  - ②会社が負担した部分の金額（**食事の価額－従業員等の自己負担額**）が、月額**3,500円（税抜き）以下**であること
- となっております。

これらの要件を満たさない場合には、差額の「経済的利益」が給与所得として課税されます。（当然に、課税対象ということになれば、**源泉所得税の預かり・納付等にも影響すること**になります。）

一例を挙げてみると、500円の仕出し弁当に対し、従業員が200円だけ負担したケースでは、差額の300円が給与所得として課税対象となる、ということになります。

また、従業員が半額の250円を自己負担していたとしても、会社の1か月間の負担額が累計で3,500円を超えててしまうと、**会社負担額の全額**が給与所得として課税対象になります。

これらの判断に際しての「**食事の価額**」は、

- ①飲食店の賄いや社員食堂のように自社で調理した食事を提供している場合には、食材や調味料等、食事を作るのに直接かかった費用の合計額
- ②仕出し弁当等を取り寄せて支給している場合には、業者に支払った金額に基づいて計算されます。

また、通達によれば、以下に該当する場合であれば課税しなくて差し支えないこととなっています。

- ①残業又は宿直若しくは日直をした者（その者の通常の勤務時間外における勤務としてこれらの勤務を行った者に限る。）に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事
- ②深夜勤務者に夜食の支給ができないため現金で食事代を補助する場合で、  
1 食当たり 300 円（税抜き）以下の金額を給与に加算して支給する場合
- ③社内等での会議に際して供与されるお弁当の費用（これは、通常は給与課税されず、会議費となります。）

## ◇使用者が負担するレクリエーションの費用について

所得税法基本通達では、以下のように述べられています。

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために**社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事**の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。）に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。

（注）上記の行事に参加しなかった者（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。）に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。

つまり、忘・新年会や社員旅行などについての支出については、一般的には給与課税の対象にならず、全額を福利厚生費と処理するだけで良いと思われがちですが、**不参加の者に対し金銭の支給があるかないか**により、給与課税されてしまうケースが考えられる、ということです。

社員旅行に都合により参加できなかった人にお土産を買ってきていたり、なんて程度であれば問題ないでしょうが、**これなかった人に参加費用相当額を現金支給**した、なんてことであれば、**参加者も含めた全員が給与所得として課税されることになります**ので、ご注意下さい。

以上、今回は、本来は給与所得として課税対象とすべき「経済的利益」のうち、課税されないものについての一部をご紹介いたしました。この他にも、永年勤続者の記念品等や創業記念品等、通達に色々と挙げられていますので、興味がおありの方は国税庁のホームページでご確認いただいたり、各担当スタッフまでお問い合わせいただければと思います。

<西丸 保幸>

# 経営者のための生命保険講座 第157回

今回のテーマ

## 新潟の先進医療について

今回は新潟県で実施されている先進医療についてお知らせいたします。

先進医療と耳にする機会があるかと思いますが、新潟での技術等をご案内いたします。

先進医療とは…

先進医療とは大学病院などの医療機関で行われる最先端の医療のうち、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で行われる特定の医療技術のことです。

### 新潟県がんセンター 新潟病院

先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
経皮的骨形成術	悪性腫瘍(骨・軟部組織)

### 新潟県立 小出病院

先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
超音波骨折治療法	外傷・外因(中毒ほか)

### 新潟大学医歯学総合病院

先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
光学印象採得による陶材歯冠修復法	歯科・口腔外科疾患
骨髄細胞移植による血管新生療法	循環器系疾患
パクリタキセル静脈内投与(一週間に一回投与するものに限る。) 及びカルボプラチニン腹腔内投与(三週間に一回投与するものに限る。) の併用療法	悪性腫瘍(消化器など腹部)
歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法	歯科・口腔外科疾患
腹腔鏡下子宮体がん根治手術	悪性腫瘍(乳房、子宮など女性器)

### 独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院

先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
超音波骨折治療法	外傷・外因(中毒ほか)

### 楽山会 三島病院

先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助	精神・行動障害

### 山口眼科医院

先進医療技術名・高度医療技術名	病名分類
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	眼科疾患

※平成24年10月1日時点になります。

今回は新潟県の先進医療についてご紹介いたしました。詳細等ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。また、現在全額自己負担である先進医療の技術料を保障する保険も数多く出ておりますのでお気軽にご相談ください。

<担当:西丸保幸>

# 保険料の計算と納め方

## ◎保険料の計算方法

毎月の健康保険と厚生年金保険の保険料は、各被保険者の標準報酬月額（給与を一定の幅で区分した報酬月額）×保険料率で計算され、事業主と被保険者で半分ずつ負担します。  
(40歳以上65歳未満の被保険者は、健康保険料に介護保険料が上乗せされます。また事業主は、健康保険と厚生年金保険の保険料の他に児童手当拠出金についても納付します)



### ●健康保険料の計算方法(全国健康保険協会管掌健康保険(新潟県))

平成24年3月分(4月納付分)～

※健康保険の保険料率は地域の医療費を反映した都道府県単位の保険料率です。

介護保険に該当する被保険者(40歳以上65歳未満の健康保険加入者)

[保険料] 標準報酬月額×保険料率(11.45%)

介護保険に該当しない被保険者

[保険料] 標準報酬月額×保険料率(9.9%)

### ●厚生年金保険料(一般)の計算方法

平成24年9月分(10月納付分)～

[保険料] 標準報酬月額×保険料率(16.766%)

### ●児童手当拠出金の計算方法(全額事業主負担)

平成24年4月分(5月納付分)～

[保険料] 標準報酬月額×保険料率(0.15%)

## ◎保険料が変わる時期

### ●標準報酬月額の改定が行われたとき

- ・定時決定(毎年の算定基礎届にて決定)
- ・臨時改定(報酬が大幅に変動したとき、月額変更届により決定)

### ●保険料率の改定が行われたとき

- ・厚生年金保険料率は平成29年まで毎年9月分(10月納付分)の保険料より改定されます。
- ・健康保険料率は、毎年見直しが行われ、改定される場合があります。また、介護保険料率、児童手当拠出金の保険料率についても見直される場合があります。

## ◎保険料の納付方法

保険料については、毎年20日頃に前月分の保険料を計算した「保険料納入告知書」が事業主あてに送付されます。納入告知書には、その月に納めるべき保険料額が記載されていますので、納付期限（その月の末日）までに金融機関において納入いただきます。

### 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

口座振替による保険料納付は、事業所の取引金融機関の預貯金口座から保険料を保険者等あてに自動的に納付する方法です。

### ●全国の金融機関が利用できます

銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替できます。

※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット専業銀行等、一部お取り扱いできない金融機関があります

### ●毎月末に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落とします

末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日にお引き落とします。

### ●今月の振替予定金額と、前月の振替済み金額をお知らせします

毎月20日頃に、当月末日にお引き落としする金額及び前月末日にお引き落としした金額を記載したお知らせ（保険料納入告知額・領収済額通知書）を郵送いたします。

※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替ができなかった場合は、後日、納付書を郵送しますので、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。

お手続きは  
簡単です！

口座振替を希望される場合は、「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替に利用される金融機関の確認印を受けた後、年金事務所の窓口にご提出ください。

※年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

出典：社会保険にいがた



# **自動車保険 改定**

## **～記名被保険者年齢別料率制度について～**

自動車保険は運転する人の年齢によって条件が定められています。

一般的には「全年齢補償」「21歳以上補償」「26歳以上補償」「30歳以上補償」「35歳以上補償」などがあります。

全年齢なら誰でも運転できますが、若い人が運転するので、保険料は高くなります。(21歳→26歳→30歳となるほど保険料は安くなります。)

### **今回の改定では……**

補償条件(年齢条件)が同じでも支払う保険料が記名被保険者の年齢によって異なってきます。

**★★保険料率を記名被保険者の年齢別に細分化します(10歳刻み)。★★**

#### **これまで(例)**

記名被保険者が何歳でも  
保険料は同じ

75, 170円

→

#### **改定後**

記名被保険者の年齢ごとに  
異なる保険料

記名被保険者年齢	保険料
29歳以下	74,890円
30~39歳	72,020円
40~49歳	74,130円
50~59歳	74,940円
60~69歳	77,540円
70歳以上	80,610円

★60歳以上の記名被保険者は  
大幅な保険料値上げとなります。

(注) 保険会社によって改定時期が異なります。

担当 星野

# これからの研修

相続基礎セミナー	加茂商工会議所	10月26日（金）	13:30	～	15:30
		11月17日（土）	13:30	～	15:30
後継者塾	加茂商工会議所	10月18日（木）	18:00	～	21:00
		10月30日（火）	18:00	～	21:00
		11月15日（木）	18:00	～	21:00
		11月27日（火）	18:00	～	21:00
社長塾	加茂商工会議所	11月22日（木）	13:30	～	17:30
		12月11日（火）	13:30	～	17:30
		1月18日（水）	13:30	～	17:30
原点の会	三条商工会議所	11月8日（木）	9:00	～	11:30

## あとがき



我が家のある近所（車で10分くらいですが…）に「新製品が安い♪」の電器屋さんがオープンするということで、前日の朝の新聞に超特大（新聞4面分!!）のチラシが折り込まれました。

国道沿いの店舗なのですが、今週末は周辺も大混雑でしょうね!?（汗）

元々近くに別の系列の電器店もありますし、町の電器屋さんにとっても脅威ですね。街の流れや人の流れがまた大きく変わるでしょうか。

「新製品が安い♪」の電器屋さんも新しい店舗から車で20～30分圏内で、既存の店が3店くらいあるのでそんなに需要があるのかな？と思います。ちなみに、加茂にはそういった家電量販店が無く不便に感じる時があります。

そしてなんと翌日（オープン当日）の朝、ライバルの家電店が、『どこの店にも負けません！！他店のオープンチラシをお持ち下さい！！』商圏が重なる系列の近隣3店舗で対応実施します。との折込チラシを入れました。

どちらの店に軍配があがるでしょうか・・・・。

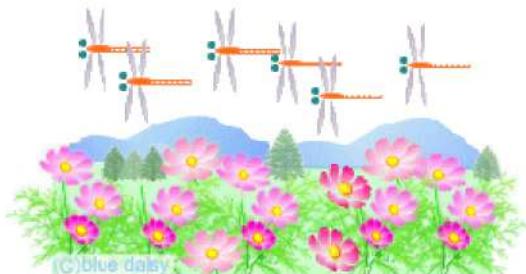
宮本 隆夫

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

## チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp